



広報

振

込

は

大人への第一歩



とは

2014
2月1日号
No.1300

今年の夏、佐田浜地区に農水産物直売所
「鳥羽マルシェ」がオープンします 3

 三重県が「海女」を
無形民俗文化財に指定!! 4

 平成26年度国民健康保険税率・水道料金・
下水道使用料・市営定期船運賃を改定します 6

市職員の給与状況を公表します 8

 公売のお知らせ
不動産を公売します 11

 市・県民税、所得税の申告は
自分で書いてお早めに 12
申告相談・受付期間は、2月17日(月)～3月17日(月)

平成25年度分高校生通学費など補助 14

 「タスキをつなげ心をついに」
第7回美し国三重市町対抗駅伝 15

 木田市長のど〜んとコミュニケーション
南三陸町復興応援記 16

 一人一人が備えてこ！防災力UP! 鳥羽
イコールパートナーシップ 17

 やんちゃっこあまえっこ
広報文芸 18

まちの話題 19

暮らしの情報 20

 library news (図書館だより)
行政チャンネルとは番組案内 25

生活カレンダー・編集後記 26



今月の表紙

市は1月12日、市民文化会館で平成26年鳥羽市成人式を行い、新成人175人の新たな門出を祝いました。

今年は「『伝えよう今の気持ちを』感謝」をテーマに式典が進行し、オープニングセレモニーで鳥羽マーチングスポーツ少年団の演奏が行われた後、市長をはじめ来賓のかたがたから祝辞が送られました。また、市内各中学校の卒業アルバムで作られた「思い出のピクチャー」が上映されると、自分たちの昔の姿に笑いが起こり、大いに盛り上がっていました。

式典後には、旧友との再会を喜び合い、記念写真を撮る姿がたくさん見られました。

今年の夏、佐田浜地区に 農水産物直売所「鳥羽マルシェ」が オープンします



市では、第一次産業の活力づくりと観光地としての魅力充実につながる「食」の情報発信拠点として、鳥羽駅前（佐田浜地区）に農水産物の直売所「鳥羽マルシェ」を整備します。

農水商工課 ☎ 25 1156



1月12日に行われた「鳥羽マルシェ有限責任事業組合」契約書調印式の様子

「マルシェ」とはフランス語で「市場」という意味です。その名にふさわしく、地域の産物を求めるかたがたで賑わうような場所を目指しています。

建物は市が整備し、生産者を代表する団体である鳥羽志摩農業協同組合と鳥羽磯部漁業協同組合が新たに「鳥羽マルシェ有限責任事業組合」を設立し、一体経営する予定です。

施設には直売施設のほか、旬の食材の持つ栄養価や健康的な食べかたといった情報を積極的に発信するための飲食コーナーや農水産物の加工施設を付帯する予定で、地域のみなさんを「食」の力で健康に、そして笑顔にできる施設を目指します。この夏のオープンをどうぞお楽しみに。

ロゴマークを募集します



市と鳥羽マルシェ有限責任事業組合では、「鳥羽マルシェ」の情報発信にあたり、みなさんに親しみを持ってもらいたいためロゴマークを募集します。

採用作品については、市および有限責任事業組合に著作権をいただいた上で、直売所壁面への表示のほか、広告宣伝などのために必要と判断する目的に活用します。

応募者は次の期間に応募用紙とともに作品を農水商工課へ提出してください。

募集期間 2月5日(水)～3月17日(月)※必着

採用作品 1点 賞金10万円

および副賞

募集にかかる条件や注意事項など、くわしくは農水商工課へ問い合わせをいただくか、市ホームページをご覧ください。

URL <http://www.city.toba.mie.jp/sangyou/index.html>

三重県が「海女」を 無形民俗文化財に指定!!



鳥羽・志摩には、全国の約半数となる1,000人近い海女さんがおり、日々元気に操業されています。そんな海女さんが、この1月に三重県の無形民俗文化財に指定されました。

ここでは、意外と知られていない海女さんのこと、また海女さんを応援する市の取り組みなどをお伝えします。

海女振興協議会事務局（企画財政課企画経営室内） ☎️ 25-1101

「海女」さんって？

わたしたちの暮らす鳥羽市には、木曾三川から流れ出る淡水と伊勢湾口の海水が融合し、全国でも有数の漁場が形成されています。

海女は素潜りでアワビやサザエ、海藻などを採る漁をなわいとする女性たちのことで、他に類のない女性の漁師さん、かっこよく言えばプロの女性ダイバーです。

その歴史は古く、3千年も前の白浜遺跡（浦村町）から、大きなアワビやそれを採るために使ったと思われる鹿の角を加工した道具が発見されており、古代から脈々と受け継がれている漁法であることが分かっています。



日本山海名産図会 (1799年)

「海女」の魅力や価値

今回、なぜ海女が三重県の文化財に指定されたのでしょうか？

その2 海の資源を「採りすぎない」・「採りつくさない」姿勢



古来不老長寿の妙薬として珍重されてきたアワビなど、生命の成長を促す貴重な資源を採りすぎないように、漁獲資源の保護を実践しています。

今でも漁の際、酸素ポンプを使っていません。

その3 魚介類の産卵場・隠れ家となる「磯・藻場」を保全



海の森ともいべき磯や藻場。海女が活動の場とする磯が適正に保全されることで魚介類の繁殖が守られるとともに、たくさんの酸素が自然に供給されています。

その1 「素もぐり」技術を受け継ぎ、古代から自立してきた女性たち



朝早く起きて朝食を作り、子どもを学校に送り出し、旅館の手伝いをしたり、畑に行ったりと実に働き者の「海女」。ひとたび海に潜るとその技術でたくさんの獲物を採ってきます。この素もぐり技術が認められ、県の無形民俗文化財に指定されました。



このようなことから、海女は環境と共同体を守る自立したキャリアウーマンであると言え、鳥羽市と志摩市では「次世代に継承すべき貴重な存在である」として応援を始められています。また、三重県知事も海女を応援する体制整備に力を入れています。

そこで鳥羽市と志摩市では「海女振興協議会（会長 海の博物館長）」を設置し、いつまでも海女漁が続くための取り組みや、振興の旗印として「ユネスコ無形文化遺産登録」をはじめとする文化面での保存継承活動を行っています。



「海女」を応援する取り組み

そんな海女さんですが、近年は海女を職業に選ぶ女性が減り、高齢化が進行していることから、その伝統と文化がいつまで続くか心配されています。

その4

共に助け合い暮らしてゆく「漁村共同体」の支え



人と人のつながりが希薄化している現在ですが、海からあがり暖をとる海女小屋では日常のすべてが隠し事なく話され、さまざまな知恵が引き継がれています。海女はそういった知恵を生かし、地区に暮らすみなさんと一体となって漁村を支えています。

部会2 海女文化振興の会

構成員

海女代表、三重県・鳥羽市・志摩市の関係部局や団体、三重大学

事務局

鳥羽市・志摩市

海女文化の振興および保存・継承全般

部会1 里海をつくる海女の会

構成員

海女のみなさん

事務局

県水産部門

海女の所得向上に向けた取り組み全般

海女振興協議会

シンポジウムを開催します

海女の魅力を広く県内に伝えることを目的に、海女振興協議会を中心とした実行委員会を組織し、「海女文化シンポジウム」を開催しますので、ぜひ申し込んでください。たくさんのかたの参加をお待ちしています。

と き 3月1日(土) 午後1時～5時
2日(日) 午前10時～午後1時

と ころ 三重県立美術館・講堂
(三重県津市大谷町11番地)

申込期限 2月21日(金)
(事前の申し込みが必要です)

定 員 各日100人(先着順)

申込・問合せ先 海女振興協議会事務局

☎ (25) 1101 FAX (25) 3111

✉ kikaku@city.toba.mie.jp



平成26年度 国民健康保険税率・ 水道料金・下水道使用料・ 市営定期船運賃を改定します



国民健康保険税率の改定

課税内容について 税務課市民税係 ☎ (25) 1134
 資格・給付について 市民課保険年金係 ☎ (25) 1148

国民健康保険は、加入者のみなさんに納めていただく国民健康保険税と、国・県からの補助金、市からの繰入金などで運営しており、国保税は重要な財源となっています。

近年、医療費の増加や保険税収の減少により、国保財政は大変厳しい状況であり、これまで基金や繰越金を活用して、国保税の負担を抑えながら安定運営に努めてきましたが、平成26年度は、財源の確保が困難な状況です。

このことから、国保財政の安定を図るため、市の財源（一般会計）から支援を受けた上で、やむを得ず国保税率を改定することになりました。

平成26年度の国保税率

一年間の国保税は、国民健康保険に必要な費用に充てるための医療保険分、後期高齢者医療制度にかかる医療費の一部を負担する後期高齢者支援分、40歳～64歳のかたで介

護保険料の納付の費用にあてる介護保険分として計算し、それらを合計した金額になります。ただし、世帯の総所得金額によっては、均等割・平等割が7割・5割・2割のいずれかに軽減される軽減措置があります。また、そのほかの軽減措置として、後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減措置、非自発的失業者への軽減措置などがあります。国保税は、国民健康保険加入者の人数や年齢、所得、資産などに応じて計算し、世帯主に課税されます。なお、具体的な計算例などは、広報とば6月1日号に掲載する予定です。

※（ ）内の数字は、現行の率・金額です。

	所得割	均等割	平等割	資産割
医療保険分	所得に応じて計算 基礎控除33万円 6.6% (5.2%)	一人あたりに 対する金額 26,000円 (21,000円) 7割軽減後 7,800円 5割軽減後 13,000円 2割軽減後 20,800円	一世帯に対する金額 23,000円 (21,000円) 7割軽減後 6,900円 5割軽減後 11,500円 2割軽減後 18,400円	固定資産税に 応じて計算 19% (19%)
後期高齢者支援分	所得に応じて計算 基礎控除33万円 1.7% (1.9%)	一人あたりに 対する金額 6,500円 (5,800円) 7割軽減後 1,950円 5割軽減後 3,250円 2割軽減後 5,200円	一世帯に対する金額 5,400円 (4,800円) 7割軽減後 1,620円 5割軽減後 2,700円 2割軽減後 4,320円	固定資産税に 応じて計算 4.1% (4.1%)
介護保険分	所得に応じて計算 基礎控除33万円 1.0% (0.8%)	一人あたりに 対する金額 6,200円 (5,400円) 7割軽減後 1,860円 5割軽減後 3,100円 2割軽減後 4,960円	一世帯に対する金額 4,200円 (4,000円) 7割軽減後 1,260円 5割軽減後 2,100円 2割軽減後 3,360円	固定資産税に 応じて計算 5.0% (5.0%)

国民健康保険税



■水道料金新料金表

() 消費税抜き金額

メーター口径	基本水量と料金		従量料金の区分	従量料金 (円/m)
	基本水量	基本料金 (円)		
13mm	10m ³ まで	1,555 (1,440)	11m ³ ~ 20m ³	183.6 (170)
			21m ³ ~ 60m ³	243 (225)
20mm	10m ³ まで	2,203 (2,040)	61m ³ ~ 110m ³	313.2 (290)
			111m ³ ~ 310m ³	394.2 (365)
			311m ³ ~	448.2 (415)
25mm	—	3,607 (3,340)	1m ³ ~ 10m ³	186.6 (170)
40mm	—	17,215 (15,940)	11m ³ ~ 50m ³	243 (225)
50mm	—	28,447 (26,340)	51m ³ ~ 100m ³	313.2 (290)
75mm	—	56,592 (52,400)	101m ³ ~ 300m ³	394.2 (365)
100mm	—	84,996 (78,700)	301m ³ ~	448.2 (415)
150mm	—	142,560 (132,000)		534.6 (495)
船舶用	—			

公衆浴場従量料金(円/m³) 59.4(55) 臨時工用従量料金(円/m³) 410.4 (380)

4月1日に消費税率が8%に引き上げられることに伴い、水道料金および水道使用料にかかる消費税も引き上げられます。今回の改定は消費税の増額のみで改定です。
新料金での請求は、5月（4月使用分）からとなります。

水道料金・下水道使用料の改定

水道課管理係

水道課下水道係

☎ 26 2780

☎ 25 1161

■下水道使用料新料金表

() 消費税抜き金額

区分	排除汚水量	使用料 (円)
基本使用料	10m ³ まで	1,080 (1,000)
超過使用料 (1m ³ につき)	11m ³ ~ 20m ³	108 (100)
	21m ³ ~ 50m ³	140.4 (130)
	51m ³ ~ 100m ³	183.6 (170)
	101m ³ ~ 200m ³	237.6 (220)
	201m ³ ~ 500m ³	280.8 (260)
	501m ³ ~	313.2 (290)

このたびの旅客運賃の改定による利用されるみなさんの負担をできるだけ軽減するため、回数乗船券の通用期間を現在の3か月間から6か月間に延長します。3月1日から販売する回数乗船券が対象となりますので、ぜひ利用してください。



回数乗船券のお知らせ

4月1日に消費税率が8%に引き上げられることに伴い、市営定期船旅客運賃を4月1日から改定します。なお、荷物運賃は改定を行わず、現行どおりとします。
新料金での乗船券の販売は、4月1日からです。

市営定期船運賃の改定

定期船課管理係

☎ 25 4776

(2) 定期 (通勤・通学) 運賃

(単位: 円)

区分	航路	期間	通勤定期		通学定期	
			現行	改定額	現行	改定額
答志		1か月	19,080	19,440	12,720	12,960
		3か月	54,380	55,410	36,260	36,940
		6か月	103,040	104,980	68,690	69,990
菅島		1か月	17,640	18,000	11,760	12,000
		3か月	50,280	51,300	33,520	34,200
		6か月	95,260	97,200	63,510	64,800
神島		1か月	25,560	26,280	17,040	17,520
		3か月	72,850	74,900	48,570	49,940
		6か月	138,030	141,920	92,020	94,610
坂手		1か月	7,920	7,920	5,280	5,280
		3か月	22,580	22,580	15,050	15,050
		6か月	42,770	42,770	28,520	28,520
桃取		1か月	15,480	15,840	10,320	10,560
		3か月	44,120	45,150	29,420	30,100
		6か月	83,600	85,540	55,730	57,030

(1) 普通運賃

(単位: 円)

区 間	大 人		小 人	
	現 行	改定額	現 行	改定額
答 志	530	540	270	270
菅 島	490	500	250	250
神 島	710	730	360	370
坂 手	220	220	110	110
桃 取	430	440	220	220
坂手~菅島	270	270	140	140
答志~神島	490	500	250	250
菅島~答志	220	220	110	110

回数乗船券は11枚綴りで、普通運賃の10倍の額です。

鳥羽市定期航路旅客運賃改定

市職員の給与状況を公表します

市職員などに支給される給与は、国家公務員の給与制度に準じ、民間との比較やほかの地方公共団体の職員との均衡を考えて、市の職員給与条例などで定められています。

市民のみなさんに、市職員などの給与のあらましについてお知らせします。

総務課人事係 ☎ 25 1113

1 人件費の状況 (普通会計決算)

人件費には一般職員のほか、市長、副市長などの特別職の給与や市議会議員の報酬などが含まれています。

区分	住民基本台帳人口 (H25.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B / A)	(参考) 23年度の 人件費率
24年度	21,177人	11,237,352千円	380,749千円	2,514,976千円	22.4%	24.2%

(注) 人件費には事業費支弁を含みます。

2 職員給与費の状況 (普通会計決算)

職員給与とは、人件費のうち一般職員に支給される給料諸手当をいいます。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 (B / A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
24年度	308人	1,120,478千円	168,184千円	398,494千円	1,687,156千円	5,478千円

(注) ①職員手当には、退職手当は含まれていません。 ②職員数は24年4月1日現在の職員数です。

3 職員の平均給料月額および平均年齢の状況

(25年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
鳥羽市	302,322円	40.2歳	323,700円	50.9歳
三重県	349,172円	43.2歳	348,405円	48.6歳
国	307,220円	43.1歳	272,119円	49.9歳

※鳥羽市は、平成25年7月1日から給与削減措置により給料月額を減額しています。

4 職員の初任給の状況

(25年4月1日現在)

区分		鳥羽市	三重県
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円
	高校卒	140,100円	144,500円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

職員の給料は、職務や学歴、経験年数によって決められます。 (25年4月1日現在)

区分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般行政職	大学卒	250,400円	295,500円	353,100円
	高校卒	212,700円	258,600円	295,500円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。



6 手当の状況

扶養手当・住居手当・通勤手当 (25年4月1日現在)

区分	内容 (国の制度と同じ)
扶養手当	ア. 配偶者 13,000 円
	イ. 配偶者以外の扶養親族 6,500 円
	ただし、配偶者のない場合
	1 人目 11,000 円
	2 人目以降 6,500 円
	なお、満 16 歳以上 22 歳までの子については 5,000 円加算
住居手当	ア. 借家、借間居住者 支給対象 12,000 円を超える額 最高支給額 27,000 円
通勤手当	ア. 交通機関利用者 全額支給限度額 支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の 1 か月当たりの運賃相当額 55,000 円
	イ. 交通用具利用者
	2km 以上 5 km 未満 2,000 円
	5km 以上 10km 未満 4,100 円
	10km 以上 60km 未満 距離区分に応じて 6,500 円～ 23,600 円
60km 以上 24,500 円	

7 期末・勤勉手当、退職手当の状況

期末・勤勉手当	(25 年度支給割合)	
	期末手当	勤勉手当
	6 月期 1.225 月分(1.025)	0.675 月分(0.875)
	12 月期 1.375 月分(1.175)	0.675 月分(0.875)
	計 2.6 月分(2.20)	1.35 月分(1.75)
	※ () 内は管理職 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ※課長級および課長補佐級について、平成 24 年度後期 および平成 25 年度前期における業績・態度を 6 月 期および 12 月期勤勉手当の成績率に反映しています。 ※12 月期の期末勤勉手当については、給与削減措置 により 10% 削減しています。	
退職手当	(24 年度支給率)	
	自己都合	勤奨・定年
	勤続 20 年 23.50 月分	30.55 月分
	勤続 25 年 33.50 月分	41.34 月分
	勤続 35 年 47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額 59.28 月分	59.28 月分
	1 人当たり平均支給額 (24 年度)	
自己都合など 13,683 千円		
定 年 21,817 千円		

9 職員定数管理計画の目標

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間に職員数を 19 人削減します。

区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度当初
目標職員数	—	377	373	368	365	360
対前年増減数	—	△ 2	△ 4	△ 5	△ 3	△ 5
実職員数	379	369	369	365	—	—
目標職員数との対比	—	△ 8	△ 4	△ 3	—	—

時間外勤務手当 (企業職員を除く)

24 年度	総支給額	51,400,000 円
	職員一人当たり支給年額	157,000 円
23 年度	総支給額	52,734,000 円
	職員一人当たり支給年額	163,000 円

特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康などの特殊な勤務に従事する職員に対し支給 (8 種類)
代表的な手当 ごみ処理に従事する職員の特殊勤務手当、消防・船舶職員の特殊勤務手当

その他の手当

管理職手当 (課長級職員に支給)、地域手当、夜間勤務手当などがあります。

8 特別職の報酬等の状況

(25年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額 など
給料	市長 890,000 円 (801,000 円)
	副市長 688,000 円 (619,200 円) ※平成 25 年 7 月 1 日から給与削減措置により 10% 削減しています。() 内は、給与削減措置後の額です。
報酬	議長 443,000 円
	副議長 375,000 円
	議員 335,000 円
期末手当	(25 年度支給割合) 6 月期 1.70 月分 12 月期 1.85 月分 計 3.55 月分 (加算措置 有) ※ 12 月期の期末手当については、給与削減措置により 10% 削減しています。
	(25 年度支給割合) 6 月期 1.55 月分 12 月期 1.70 月分 計 3.25 月分 (加算措置 有)

10 定員の状況

部門別職員数の状況 (25 年 4 月 1 日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数		主な増減理由
		平成 24 年	平成 25 年	平成 24 年	平成 25 年	
一般行政部門	議会	3	3	△1	0	・欠員不補充による減 ・業務の見直しによる減
	総務企画	53	53	2	0	
	税務	17	17	△1	0	
	民生	77	76	0	△1	
	衛生	41	40	1	△1	
	労働					
	農林水産	11	11	0	0	
	商工	12	12	1	0	
	土木	19	18	0	△1	
	小計	233	230	2	△3	
特別行政部門	教育	35	34	0	△1	・業務の見直しによる減 ・職員採用による増
	消防	41	43	1	2	
	小計	76	77	1	1	
普通会計		309	307	△9	△2	
公営企業等会計部門	水道	13	11	△3	△2	・業務の見直しと退職者不補充による減
	交通	32	32	0	0	
	下水道	2	2	0	0	
	その他	13	13	0	0	
	小計	60	58	△3	△2	
合計		369	365	△10	△4	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

13 勤務時間

原則週休 2 日制、週 38 時間 45 分勤務で、1 日の勤務時間は 8 時 30 分から 17 時 15 分までです。

市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務にするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

15 分限処分の状況

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

その種類として、免職、降任および休職があります。

平成 24 年度の方限処分の状況は表のとおりです。

区分	免職	降任	休職	合計
市長部局			2 人	2 人

11 職員の採用状況

職員の採用は、行政需要の動向や今後の退職者数を考慮し行っています。

平成 25 年度の新規採用職員の状況は表のとおりです。

区分	採用者数
一般事務職	4 人
消防職	2 人
保育士	1 人
看護師	1 人
合計	8 人

※退職者の豊かな知識と経験を活用するため、条例に基づき再任用制度を実施しています。平成 25 年 4 月 1 日の再任用職員数は 1 人です。(表の数には含まれません。)

12 職員の退職者数

平成 24 年度の職員の退職状況は表のとおりです。

区分	定年退職	普通退職など	合計
市長部局など	7 人	4 人	11 人
教育委員会		1 人	1 人
合計	7 人	5 人	12 人

14 休暇制度

休暇には大きく次の 4 つがあります。

- ①年次有給休暇 1 年(暦年)あたり 20 日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20 日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇 病気療養に必要な期間(90 日以内)について有給で与えられます。
- ③特別休暇 特定の事由に基づいて有給で認められます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、ボランティア休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇 配偶者などの介護が必要な期間(連続する 6 か月以内)について無給で与えられます。

16 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務などに違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。

その種類として、免職、停職、減給、戒告があります。

市民のみなさんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

平成 24 年度の懲戒処分の状況は表のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局			5 人		5 人

公売のお知らせ

不動産を公売します

市では、市税などの滞納処分のため差し押さえた財産（不動産）を公売します。買い受けを希望されるかたは、ぜひ入札に参加してください。

税務課特別滞納整理係 ☎(25) 1136

市では、次のとおり入札方式で公売を行います。

公売財産・見積価格・公売保証金 公売財産F-5のとおり

公売方法 入札方式（最も高い値段で入札されたかたを買い受け人とします）

ところ 鳥羽市民文化会館中会議室（鳥羽市鳥羽三丁目8番3号）

とき 2月20日（木）

入札 午前10時10分～10時40分

開札 午前10時42分

売却決定 2月27日（木）午前10時

買受代金納付期限 2月27日（木）午前11時

必要なもの 入札に参加されるかたは、入札書が必要になります。公売日前日までに税務課にて説明書とあわせて受け取ってください。

注意事項

◇公売に関する説明を公売当日午前10時から公売場所におきまして行いますので、必ず午前10時までにお越しください。

◇公売財産は、その現況などをあらかじめ確認して入札してください。

◇公売は中止になる場合がありますので、入札に参加されるかたは、「公売日の前日」に電話で確認の上、お越しください。

くわしくは、税務課特別滞納整理係へ問い合わせてください。

【公売財産F-5】

（土地の表示）

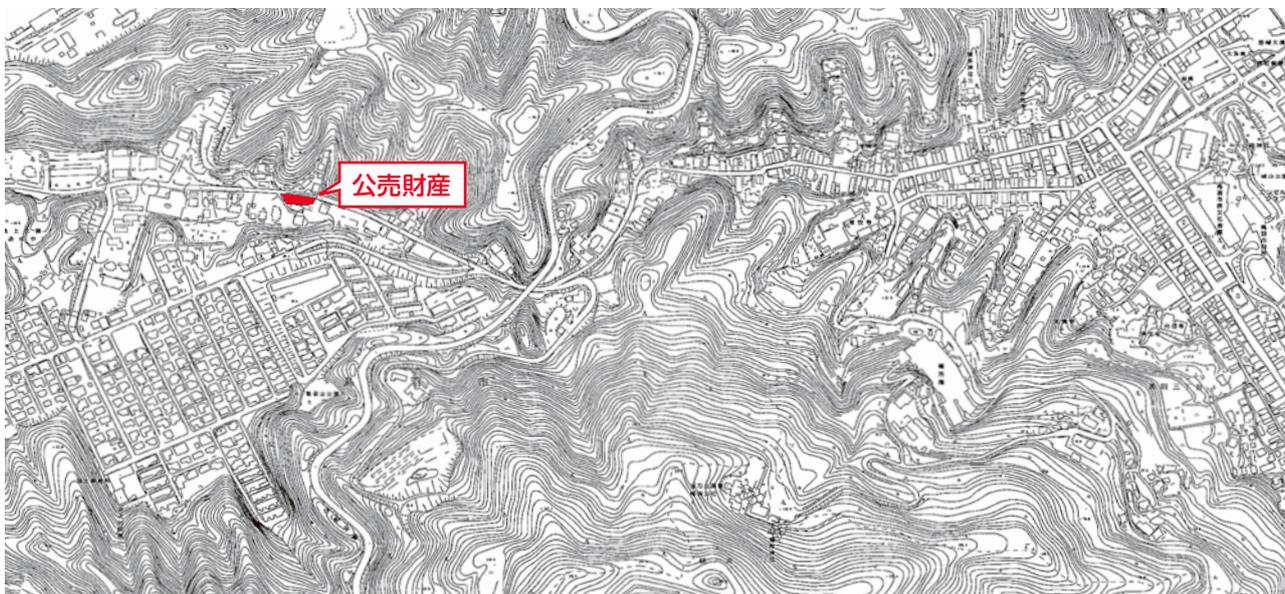
所在 鳥羽市鳥羽二丁目 **地目** 宅地
地番 598番3 **地積** 152.06㎡

見積価額 1,400,000円
公売保証金 140,000円



（建物の表示）

所在 鳥羽市鳥羽二丁目598番地3 **家屋番号** 598番3 **種類** 居宅 以上登記簿による表示
構造 木造瓦葺平家建 **床面積** 83.65㎡ ※公売財産を一括売却





市・県民税、所得税の申告は自分で書いてお早めに

申告相談・受付期間は、2月17日(月)～3月17日(月)

市・県民税と所得税の申告が始まります。もう準備はお済みでしょうか。今年の申告相談・受付期間は、2月17日(月)～3月17日(月)までとなっています。

申告は、昨年1年間の所得の総決算であり、公平な課税資料や証明資料になる大切なものです。

申告に必要な帳簿や書類の整理をして期限内に申告を済ませましょう。

問い合わせ先

市・県民税の申告 税務課市民税係 ☎(25) 1134

所得税の申告 伊勢税務署個人課税部門 (音声案内) ☎0596(28) 3191

- 市では次の申告について、いずれの会場でもお受けできません。いせシティプラザ(伊勢税務署西隣)にて申告をお願いします。
- 土地建物・株式・先物取引の譲渡所得、山林所得
- 青色申告、損失の繰り越し、雑損控除
- 住宅借入金等特別控除
- 消費税、贈与税
- 平成24年分以前の確定申告
- 修正申告および更正の請求
- 平成25年中に事業を始められたかた
- その他、複雑な申告のかた

市・県民税の申告

申告書は、前年の課税実績や課税資料などを基に、申告が必要であると思われるかたに送付されます。申告書に同封の「市・県民税申告書の書きかた」を読んで、期限内に申告を済ませましょう。申告相談は、表1の会場で行います。

申告が必要なかた

平成26年1月1日現在で市内に住所のあるかたや市の国民健康保険に加入しているかたは、申告の必要があります。

給与所得者は通常の場合、申告の必要はありませんが、勤務先から市に対して給与支払報告書の提出がない場合や、給与所得以外に地代、家賃、配当、農業、漁業、営業、取用などで国や地方公共団体に土地などを譲渡した人、その他に何らかの所得がある人は必ず申告書を提出してください。

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告が不要です。この場合でも、源泉徴収されている所得税があり、

表1 市・県民税の申告相談所開設日と会場

受付日	地区名	会場	受付時間	受付日	地区名	会場	受付時間
2月24日(月)	神島	神島開発総合センター	9:00～15:00	3月6日(木)	坂手	坂手公民館	9:00～12:00
2月25日(火)	菅島	菅島老人憩の家	9:00～15:30	3月7日(金)	石鏡	石鏡公民館	9:00～11:30
2月26日(水)	桃取	桃取健康管理センター	10:30～14:30		浦村	本浦公民館	13:30～16:00
2月27日(木)	相差・畔蛸	鳥羽磯部漁協相差支所 女性等活動拠点施設	9:00～15:00	3月10日(月)	一丁目～五丁目	市民文化会館 4階・第3 小会議室	9:30～16:00
2月28日(金)	答志	答志老人憩の家	9:00～15:30	3月11日(火)	堅神・屋内		
3月3日(月)	和具	鳥羽磯部漁協 和具浦支所集荷場	10:30～15:30	3月12日(水)	池上・小浜		
3月4日(火)	松尾・白木	松尾公民館	9:00～11:30	3月13日(木)	安楽島		
	若杉・河内 岩倉	岩倉老人憩の家	13:30～16:00		船津・幸丘		
3月5日(水)	堅子	堅子老人憩の家	8:30～10:00		大明東・大明西		
	千賀	千賀公民館	10:30～12:00				
	国崎	国崎公民館	14:00～16:00		高丘		

以下のとおり臨時申告相談所を開設します。(土曜・日曜日を除く)

2月24日(月) ～ 3月7日(金)	全地区	市民文化会館 4階・第2小会議室	9:00～16:00
--------------------------	-----	---------------------	------------



※臨時申告相談所では、市・県民税申告書、確定申告書Aのみの受け付けとします。その他の申告書については、受け付けません。表2の申告相談日に相談していただくか、伊勢税務署を利用してください。

その還付を受けるかたは確定申告書の提出が必要です。また、所得税の還付がない場合であっても医療費控除や生命保険料控除・地震保険料控除など追加の控除があれば、市・県民税の申告をしてください。なお、申告書の提出がない場合、所得課税証明書や納税証明書を発行できない場合があります。

所得税の申告

確定申告は、昨年1年間に得たすべての所得を自分自身で計算し、算出した所得税を国に納付する申告制度です。

3月17日(月)までに申告してください。

市内での確定申告相談会の日程は、表2のとおりです。

なお伊勢税務署では、いせシティプラザ(伊勢税務署西隣)で、2月17日(月)～3月17日(月)まで(土曜・日曜日を除く)受け付けます。

申告に必要なもの

- 印鑑、筆記用具、計算機
- 給与、年金等の源泉徴収票
- 事業、漁業、農業、不動産所得を申告するかたは収支内訳書

社会保険料控除を受ける場合

- 国民健康保険税納付額通知書

(税務課より1月27日発送)

- 後期高齢者医療保険料・介護保険料額のお知らせ(市民課・健康福祉課よりいずれも1月23日発送)

- 国民年金保険料控除証明書
- 生命保険料控除を受ける場合

- 地震保険料控除を受ける場合
- 地震保険料の控除証明書

- 医療費控除を受ける場合
- 支払った医療費の領収書

- 保険金などで補てんされた金額の分かる書類
- 寄付金控除を受ける場合

- 寄付金の領収書または受領証明書
- 障害者控除を受ける場合

- 障害者手帳
- 障害者控除対象者認定書

- 社会福祉事務所が発行

- 平成25年分申告の主な改正点

平成25年分申告の主な改正点

- 給与所得控除の改正
給与収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられます。

くわしい計算方法などは、「市・県民税申告書の書き方」または「確定申告書の引き」をご覧ください。

伊勢税務署からのお知らせ

平成24年分所得税の確定申告書を次の方法で提出されたかたには、平成25年分所得税の確定申告書は郵送されません。必要なかたは伊勢税務署までご連絡ください。

- 1 電子申告(e-Tax)
- 2 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」
- 3 申告会場で電子申告
- 4 前年以前に提出された確定申告書の「翌年以降送付不要」欄にチェックしている

該当のかたは、引き続きe-Taxまたは国税庁のホームページの利用をお願いします。

ご注意ください

申告相談会場は大変込み合います。

内容に不明・不備な点がありますと、相談に時間がかかり、申告されるかたや順番待ちのかたにご迷惑をおかけすることになります。

収支内訳書などは、あらかじめ記入し、完成させたい場で会場にお持ちください。また、医療費の領収書は合計しておいてください。

スムーズな申告相談の進行にご協力くださいますようお願いいたします。

表2 確定申告の申告相談・受付日と会場

とき	会場・受付時間	地区名
2月17日(月)	市民文化会館 4階・大会議室 9:00～12:00 13:00～16:00	一丁目～五丁目・堅神・屋内
2月18日(火)		神島・菅島・和具・坂手・桃取・荅志
2月19日(水)		船津・幸丘・若杉・河内・岩倉・松尾・白木
2月20日(木)		浦村・石鏡・相差・国崎・畔蛸・千賀・堅子
2月21日(金)		池上・小浜・大明東・大明西・高丘・安楽島
3月14日(金) 17日(月)		全地区

※税理士への相談を希望されるかたは、指定日にかかわらず2月19日(水)～21日(金)の期間にお越しください。

※上記会場では、市・県民税申告書、確定申告書A、確定申告書Bのみの受け付けとします。

※市・県民税の申告も受け付けます。

※所得税の確定申告をする場合は市・県民税の申告は不要です。

税理士による無料税務相談所

次の日程で税理士による無料税務相談所を開設します。

とき 2月19日(水)～21日(金)
午前9時30分～午後4時
(ただし12時～午後1時は除く)

ところ 市民文化会館4階・大会議室

対象となるかた

- ①平成24年分の所得金額が300万円以下のかた
- ②消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成23年分)の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当するかた

※なお、相談にはできる限り申告者本人がお越しください。



必要書類などくわしくは、
伊勢税務署 (☎0596) 28) 3191)
へ問い合わせてください。

平成25年度分 高校生通学費など補助

教育委員会総務課 ☎ 251262

市では、子どもの教育に係る経済的負担を軽くするため高校生の通学費などを一部補助しています。

申請方法は、「前期・後期」に分けて申請し補助金を2回に分けて受け取る方法と、「1年間分」を申請し補助金をまとめて受け取る方法があります。

申請期間 2月3日(月)～21日(金)

後期分(平成25年10月～3月)

または1年間分(平成25年4月～3月)

※土曜・日曜日、祝日を除く

※前期分(平成25年4月～9月)の受付は終了しました。

対象となるかた

- ① 市内在住で高等学校に通学する生徒の保護者など
- ② 離島に住所を有しながら、下宿などをする生徒の保護者など
- ※市税および市に納付すべき負担金などに滞納がない世帯であること

申請方法

申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて市教育委員会に提出してください。申請書などは、教育委員会と各連絡所に設置しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

交付対象期間

● 後期分(平成25年10月1日～平成26年3月31日)

● 1年間分(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

補助の額(率)

● 公共交通機関(JR・近鉄・バス・定期船)

△離島地区にお住まいのかた▽定期券購入額の25%

△本土地区にお住まいのかた▽定期券購入額の12.5%

※月額上限12,500円

● 下宿など(下宿・アパート・学生寮)

△離島地区にお住まいのかたのみ▽契約金額(月額)の25%

※食費、管理費などを除く
※月額上限12,500円

申請時の必要書類

- 在学証明または生徒証明書(写)
- 定期券(写)
- ※有効期間満了日の確認できるもの
- 下宿契約書など(写)
- ※下宿など申請における契約書などの写しについては、家賃、食費、管理費などの内訳および契約先、契約期間が確認できるもの
- 金融機関の通帳(写)
- ※振込先確認のため新規、変更時のみ提出してください。
- 市税等納入状況に係る課税資料確認承諾書(様式第2号)

【説明】

● 高等学校などに通う生徒とは、高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程に通う生徒のことです。ただし、高等専門学校および全日制高等学校5年課程については1学年から3学年までが対象です。

● 通学定期購入者以外(回数券、株主優待券など)の人は補助の対象になりません。

● 複数の公共交通機関を利用して通学している場合は、最寄の駅までが補助の対象となります。

● 補助額の算定については、バスの場合は1年定期を、ま

た近鉄、JRおよび定期船については6か月定期を基準として、1か月当たりの額を算出し補助額を算定します。また下宿費などについては、月額で補助額を算定します。 ※補助額算定時の100円未満の端数は切捨てです。

■注意事項

定期券を紛失などして再購入した場合、重複する期間は補助の対象となりません。

購入された定期券およびその写しは大切に保管していただき、申請後に購入した対象期間分の定期券については補助の対象になりますので、新たに購入された際には、再度定期券の写しを提出していただきますようお願いいたします。

市税などの調査について

申請ごとに市税などの納入状況を調査します。その結果に基づいて補助金を交付しますので、市税など納め忘れないよう気を付けてください。

滞納が確認されたかたについては、通知後、市税などを納入されたことが確認できた場合、再審査をさせていただきます。

くわしくは、教育委員会総務課へ問い合わせてください。

「タスキをつなげ心を一つに」

2月16日(日)午前9時スタート(雨天決行) 県庁前(津市)▶県営陸上競技場(伊勢市)



県庁前をスタートし、ゴールの県営陸上競技場までの42.195kmをタスキでつないで走る「美し国三重市町対抗駅伝」が今年も開催されます。

ここでは、選手登録された19人の鳥羽市代表選手をご紹介します。

ぜひ、みなさんも会場に足を運んでいただき、鳥羽市選手団にご声援をお願いします。

教育委員会生涯学習課スポーツ推進係
☎ ②5 1 2 6 8



6区 ジュニア男子(6.36km) 1区 小学生女子(1.28km)



野村 真哉 高安 一誠 小久保 杏純 岡本 亜海
(伊勢工業高校) (宇治山田商業高校) (安楽島小学校) (鳥羽小学校)

7区 一般女子(2.89km) 2区 小学生男子(1.85km)



齋藤 千穂 田畑 晴貴 小久保 圭悟
(宇治山田高校) (鳥羽小学校) (鳥羽小学校)

8区 20歳以上女子(3.43km) 3区 中学生女子(3.76km)



野嶋 沙更 南 亜耶乃 田中 麻菜 藤原 あや
(桃取小学校) (J A鳥羽志摩) (鳥羽東中学校) (神島中学校)

9区 ジュニア女子(5.95km) 4区 中学生男子(5.65km)



岩橋 佐和 田中 葵 辻 綾太 木下 航弥
(宇治山田高校) (皇學館大学) (鳥羽東中学校) (加茂中学校)

10区 20歳以上男子(6.425km) 5区 40歳以上男子(4.60km)



田中 次尚 中村 正仁 松本 聖 中山 祐樹 玉木 良和
(菅島小学校) ((株)ヤマモリ) (皇學館大学) ((有)中山建築) ((株)玉木鉄工所)

ご当地グルメもあるよ!!

美し国三重を満喫

市町交流市場(物産展)

同時開催!!

2月16日(日)午前10時~
会場: 県営総合競技場

木田市長の

どんと
コミュニケーション



鳥羽マルシェ

Vol.96

第62回式年遷宮は、8年の歳月と570億円の費用をかけて無事終わりました。今回のような賑わいは、長い遷宮の歴史の中で、かつてなかったのではないのでしょうか。2013年に伊勢神宮を訪れた人は1,400万人を超え、まさに史上空前の賑わいとなりました。観光業を主たる産業としている鳥羽市にとって、「お伊勢さんのご遷宮」は20年に一度、元氣付けのために打ってもらえるカンフル剤のように有り難い事業となっております。

しかし、有り難がつてばかりいるわけにはいきません。最近、よく耳にするのが、「これからどのくらい観光客が減少してゆくのだろう」という心配です。今までの前例をみても、まず減少してゆくのとは間違いないところでしよう。その減少をいかに小さなものにするかということが関係者の願いであり、私たちに課せられた使命であると思います。これまでも他の市町に負けないだけの予算を観光誘客のためにつぎ込みつつ、観光業関係者や市の職員も努力をしてきたところです。しかし今後は、「お伊勢さんにおんぶにだっこ」だけでなく、鳥羽に来ていただくだけの魅力を鳥羽につくっていくかなければなりません。その第一弾が、先日事業組合を立ち上げた「鳥羽マルシェ」

ということになります。佐田浜にオープンするこの農水産物の直売所とレストランは、国内でも初となる漁協と農協の対等出資により運営されることとなりました。ちよつと欲張りではありますが、鳥羽マルシェを活用して、農業、漁業の振興を図るとともに、観光客を増やす。そして市民が楽しんで憩うことができる快適空間をつくっていききたいと考えています。

佐田浜は交通の便がよく、景色のきれいな所です。この恵まれた地区を「鳥羽市民喜び、遠き客来たる」と言われるようなエリアにしていきたいと思っています。

もちろん市が関与する施設ですので、市内の民間事業者に与える影響についてもよく考える必要があります。その点は私自身も心配しているところです。しかし、守りの姿勢では将来の発展は見込めないと考え決断しました。

「鳥羽マルシェ」が多くの人々に賑わい、そこで様々な情報を発信し、市内の他の店舗や観光施設が同じように状況を呈するという共栄の夢を見たいと思っています。

南三陸町 復興応援記



Vol.3

復興への願い

派遣職員 松岡孝治

南三陸町へ派遣されてから早いもので10か月が経ちました。この間、住まいを高台に移す防災集団移転事業の完成第1号である団地造成が完了し、目に見える形の復興は、徐々に進んでいます。しかし、仮設住宅に住んでいる町民のかたは1,786世帯で5,357人もおり、「普通の暮らし」に戻れるのは、まだまだ先の状況です。

さて、こちらではお正月になると、家には、鯛やエビ、宝船など縁起物をかたどった切り紙が飾られます。この切り紙は「きりこ」と呼ばれるもので、神社の宮司

が代々伝わる型紙をもとに和紙を切り抜いて作ります。早いところではお盆過ぎから製作に取り掛かります。そして、大晦日に「きりこ」を飾り新年を迎えます。

「きりこ」は江戸時代中期からの伝統とされ、複雑な絵柄でかたどられています。その形状は、同じ三陸地方南部でもデザインの違いが異なるようですが、いずれも漁の安全と豊漁の願いが込められており、神棚などに一年を通して「きりこ」を飾る家も多くあります。また、復興への願いを込め「きりこ」をモチーフにしたメッセージボードも町内に設置されています。



「きりこ」をモチーフにしたメッセージボード

その復興への願いを受け止めながら、南三陸町のみなさんを支えていきます。

一人一人が備えてこ！ 防災力UP！鳥羽

総務課防災危機管理室

☎ (25) 1118



防災NEWS★
防災功労者内閣総理大臣表彰 受賞！
子育て応援！！0・1・2・3サークル

団体プロフィール
発足 平成12年
構成員 子どもを持つ母親によるボランティア
概要 0〜3歳の子どもの保護者を対象とし、子育て支援を目的に親子の遊び場を提供

平成17年から、女性として、何よりも幼少の子どもがいる母親としての立場から、「家庭の防災力向上」を目標に、防災教室を始めました。卵の殻踏みで災害時に散乱したものを踏む感覚を体験したり、身を守る「ダンゴ虫ポーズ」の練習、新聞紙を使ったスリッパの作成や毛布での担



子育て支援センターでの講座の様子

子育てサークルが防災活動を行っているのは珍しく、県内にとどまらず県外からも要

架作り、防災紙芝居や防災カルタなどを実施し、誰でも楽しく学べる教室を行っています。

請があり、年間30回を超える出張防災教室を実施しています。こういつた地道な活動が評価され、平成25年9月に「防災功労者内閣総理大臣表彰」を受賞しました。

団体代表の山本道子さんは、「小学校・保育所・幼稚園・町内会・子育て支援センター・子育てサークル・障害者施設・老人会・デイサービス・放課後子ども教室・放課後児童クラブなど、呼ばればどこへでも飛んでいきます」と意気込んでいます。大人も子どもも、防災について難しく考えることなく、身近なものとして日々取り組んでいくきっかけとなるような楽しい防災教室です。



受賞楯を手にするサークルのメンバー

イコールパートナーシップ

Vol.113



豆まき

市民課人権・生活係

☎ (25) 1126

「鬼は〜そと！福はうち!!」2月3日は「節分」です。「節分」と言えば、「豆まき、恵方巻ですね。」

節分はもともと中国から伝えられた習俗で、春を迎えるにあたって邪気や災難を払い、新しい年の福善を願うものと言われています。また、豆まきは、年男その年の干支の生まれの男性または、一家の主人が「福は内、鬼は外」といいながら煎った大豆をまき、自分の年の数だけ豆を食べると1年病気にならぬい、という言い伝えのある行事です。

さてその「豆まき」ですが、みなさんの家庭では、誰が「鬼」の役目をされるのでしょうか？おそらく、先ほどの「年男」のいわれにあるように、女性が「鬼」の役目をするのは少なく、男性がその役目を担っている家庭が多いのではないのでしょうか。お父さん・おじいちゃんはお外へ出て

鬼を演じ、最近では、お母さん・おばあちゃんが恵方巻を作る。

昔からの言い伝えを守っていくことも大切ですが言い伝えに捉われすぎず、その家庭のやりかたで行う豆まきがあっても良いのではないかと思います。そこで、1月26日には節分にちなみ、「子どもと一緒にパパ・じいじのお料理教室」恵方巻に挑戦しよう〜を開催しました。いつも鬼の役目のパパ・じいじがお子さん・お孫さんと一緒に恵方巻を作ること、男性の子育てへの関心や、家事参画のきっかけを作ろう、という企画でした。当日は鬼の飾り巻を作るなど、楽しいひとときとなりました。

男性も女性も性別に捉われず、互いを認め合い、支え合っていく男女共同参画社会も春の訪れにあわせ、どんどん芽を出していきます。

やんちやっこ

あまえっこ

KIDS PHOTOGRAPH



中村 かいと 海斗 ちゃん

平成 24 年 12 月 5 日 生まれ (相差町)

元気ですくすく
大きくなってね!!



大岩 しのん 心温 ちゃん

平成 24 年 12 月 26 日 生まれ (鳥羽1丁目)

何でも投げちゃうのが得意です♪



中村 ゆうが 侑雅 ちゃん

平成 25 年 1 月 10 日 生まれ (安楽島町)

1歳の誕生日おめでとう!
いっぱい遊んで大きくなってね☆



山下 ゆい 結生 ちゃん

平成 25 年 1 月 21 日 生まれ (安楽島町)

元気いっぱい食いしん坊な
やんちゃ娘ゆい♡



村田 るな 琉月 ちゃん

平成 25 年 1 月 24 日 生まれ (安楽島町)

パパもママも琉月ちゃんが大好きだよ♡
笑顔で健やかに育ちますように。



中川 ゆあ 結愛 ちゃん

平成 25 年 1 月 26 日 生まれ (答志町)

おてんば娘、結愛です。
元気いっぱいスクスク育ってね♡

満1歳になる元気なお子さんの写真(デジタル画像可)に20文字以内のコメントを添えて、広報情報係へお送りください。メールでも受け付けています。
✉ koho@city.toba.mie.jp



俳句

◆増田河郎子 選

廃校の鉄棒に干す伊勢大根

小浜町 浜口 佳春

【評】 合併によって廃校になったのだろう。校庭にぼつんと残る鉄棒もこの俳句のように、時々は役に立っているのだ。

我が席は市長の隣成人式

一丁目 中村 真一

巻き上げる牡蛎ぎしぎしと潮光る

小浜町 石原 新

風紋に足跡残し秋の浜

船津町 さとうめぐ

ここでまた会う約束や忘年会

小浜町 増田 信子

初詣でほろ酔いの夫乗せてゆく

若杉町 野村多加子

朝まだき寝間に残りし月明かり

河内町 奥村 清子

父の忌や好みの菊を仏壇に

堅神町 尾田 利子

菜を採りに坂道下る押し車

大明西町 浦田 ちゑ

菊日和八十路の手仕事速やかに

池上町 斉藤 弥生

小春日の余生楽しむ散歩道

桃取町 下村 長市

老妻と寄る異人館秋の旅

屋内町 山路飛鳥賊

スーパ一の試食のぶどう二つ三つ

幸丘 倉田 人子

寒風に矮鶏三声日の出前

船津町 中野 吉生

足痛め気だけせかれる師走かな

幸丘 中村美代子



正月の玄関に門松のお札

小浜町で今年の正月から実物の門松に替わり、「門松のお札」が玄関に飾られました。

小浜町ではこれまで正月に門松を飾るのが風習でしたが、一人暮らしの高齢者が多くなり、松を切りに行くのが難しくなってきたことから、町内会が神社でお祓いをうけたお札を準備し、町民へ配布しました。



巣箱づくりで里山の自然を学ぼう

白木町で12月22日、子供会による鳥の巣箱づくりが行われ、町内の子どもたちが自然について学びました。

参加した10人の子どもたちは地域の大人に指導してもらいながら、慣れない作業も楽しく進めていました。

出来上がった巣箱を里山に設置した子どもたちは、「どんな鳥が住むのかな」ととても楽しみな様子でした。



伊良子清白の業績に光を

鳥羽郷土史会（濱口巖会長）は1月12日、鳥羽ゆかりの詩人・伊良子清白をしるぶ、木斛忌（追悼忌）を開きました。

清白は医師として23年間を小浜町で過ごし、診療所兼自宅の庭に初夏になると咲く、木斛の清廉で小さな白い花をめでていたことから、鳥羽郷土史会が清白の命日（1月10日）を木斛忌と決めました。会場となった伊良子清白の家（鳥羽一丁目）には、鳥羽郷土史会の会員や文学ファンなど約70人が集まり、出席した清白の孫・伊良子序^{はじめ}さん（明石市在住）は、「鳥羽で木斛忌を開いてもらい、感無量です」と語ってくれました。



山の神に安全を祈願

堅神町で1月7日、江戸時代から続くとされる山の神の神事が行われました。

女の神とされる山の神は、堅神町山間の男岩・女岩に祭られており、神事は男性のみで執り行うしきたりとなっています。堅神神社の江崎宮司と堅神町内会（近藤巧功会長）役員男性約10人は、夜明け前の身を切るような冷たい空気の中、一年間の山での作業の安全と五穀豊穡を山の神に祈願しました。

堅神町では、この神事を終えることで、はじめて山に入ることが許されると伝えられています。

暮らしの情報

2月1日～



まちで見かけた
元気な子



広報とばに掲載された写真を差し上げます。
ご希望のかたは、総務課広報情報係まで。

お知らせ

こころの健康相談

健康福祉課健康係

☎(25)1146

市では、保健師や福祉相談員によるこころの健康相談を開催します。こころの健康に関する悩みのあるかたや、その家族からの相談に応じます。

秘密は厳守しますので、気軽に相談してください。

とき 2月20日(木)

午後1時～3時

ところ 保健福祉センターひだまり
2階・診察室

申込 相談は予約制です。事前に健康福祉課健康係へ申し込んでください。

発達支援講演会

〈指導が難しい子どもへの行動理解と支援〉

子育て支援センター

☎(25)7221

落ち着きが無い、パニックを起こす、コミュニケーションが苦手、不登校など、子どもの見せるさまざまな行動にどう対応したらいいか悩んでいませんか。

今回、特別支援教育士スーパードクターの小栗正幸氏を招き、気になる子どもの行動を正しく理解し、その状態にどう向き合い支援していくとよいか、具体的な対応法について話していただきます。

とき 2月16日(日)午後2時～4時

(受付は午後1時30分)

ところ 保健福祉センターひだまり
2階・ひだまりホール

講師 小栗 正幸 氏

申込期限 2月10日(月)

申込・問合せ 子育て支援センター

認知症を知ろう

地域包括支援センター

☎(25)1182

認知症は誰もがなる可能性がある病気です。認知症とはどういうものか、どのような症状があり、どう対

応するのか、一緒に認知症について理解を深めませんか。

みなさんの参加をお待ちしています。

とき 3月4日(火)午後2時～

(1時間30分程度)

ところ 鳥羽商工会議所3階・かもめホール

講師 県立志摩病院精神科部長
松山 明道 医師

参加費 無料

申込期限 2月25日(火)

地球塾公開講座

〈三島由紀夫「潮騒」〉

教育委員会生涯学習課

☎(25)1268

地球塾第5回講座では、三島由紀夫の作品の中で最も親しまれ、神島が舞台となった「潮騒」について、三島由紀夫文学研究の第一人者である佐藤秀明氏を招き、公開講座を開催します。また、潮騒の舞台「神島」について市文化財専門員の野村史隆氏からも講演していただき三島由紀夫文学と神島について学習します。

入場料は無料ですので、みなさん気軽に参加してください。

とき 2月23日(日)

午後1時30分～3時30分

ところ 鳥羽商工会議所3階・かも

めホール

講師 近畿大学文芸学部教授

佐藤 秀明 氏

市文化財専門員

野村 史隆 氏

間伐材を利用しませんか

農水商工課農林係

☎(25)1231

市では、森林整備により間伐した木材を搬出し、市内在住者で自車での引き取り・積み込みなどが行えるかたを対象に、一申請当たり軽トラ1台分程度を無料配布します。なお、無くなりしだい終了となります。

とき 2月14日(金)

午前9時30分～11時30分

(雨天決行)

ところ 松尾第二工業団地内(松尾町304-75)

※配布を希望されるかたは、印鑑を持参の上、配布場所にお越しください。

くわしくは、農水商工課農林係へ問い合わせください。





西村くま オス3歳

2月1日～

information

インターネット不動産公売

税務課特別滞納整理係

☎25-11136

市では、市税などの滞納者から差し押さえた不動産について、ヤフー(株)と連携し、インターネットオークションによる公売を実施します。買受を希望されるかたは入札に参加してください。

なお、公売は中止になる場合がありますのでご了承ください。

【公売財産F-3】

(土地の表示)

所在 鳥羽市浦村町字春尻

地番 983番106

地目 山林

面積 13,193㎡

見積価額 430,000円

公売保証金 50,000円

※この公売財産については現場下見会を行います。

公売参加申込期間 2月13日(木)午後1時～25日(火)午後11時

入札期間 3月4日(火)午後1時～11日(火)午後1時

公売場所 ヤフー(株)が提供する公売に関するインターネット公売システム上 (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)

売却決定

とき 3月18日(火)午前10時

ところ 鳥羽市役所

買受代金納付期限

3月18日(火)午後2時30分

※インターネット公売への参加申込や入札方法については、ヤフージャパン・官公庁オークションのホームページ (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/help/index.html>) をご覧ください。

離島人材育成基金助成事業

企画財政課企画経営室

☎25-11101

離島住民の自発的な島づくり活動を支援するため、公益財団法人日本離島センターは助成事業を実施しています。

助成対象事業 離島で活動している

グループ・団体による離島の人材育成に係る新規事業で、次のものに限ります。

① 離島の産業振興や生活・文化・福祉の向上に係る事業

② 他地域との交流推進に係る事業

助成金額 助成支給対象経費の3分の2以内で、100万円を限度額とします。

応募期限 2月10日(月)

事業実施期間 4月1日(火)～平成27年2月28日(土)

応募方法

所定の申請書と助成事業計画書を作成していただく必要が

ります。まずは、企画財政課企画経営室へ問い合わせてください。

くわしくは、市ホームページまたは公益財団法人日本離島センターのホームページをご覧ください。

<http://www.city.toba.mie.jp/kikaku/ritoujinzaikusei.html>

浮魚礁の利用登録

公益財団法人三重県水産振興事業団

☎059-2228-11291

三重県水産振興事業団では、三重県が熊野灘沖合に整備した浮魚礁の利用登録を受け付けています。

浮魚礁を利用するには登録が必要となります。利用されるかたは、受付期間内に手続きを行ってください。

受付期間 2月3日(月)～28日(金)

薪ストーブなどの利用拡大を推進

農水商工課農林係

☎25-1231

間伐材などを使った資源循環型社会の構築に向け、薪や木質チップなどを主燃料とするストーブやポイラーなどの利用拡大を目的に購入費の一部助成を行っています。

対象者 市内在住者または市内事業所が、市内の住宅もしくは事業所に設置する場合に限ります。

申込方法 申請書に必要事項を記入

の上、設置場所見取図・購入費などの見積書・カタログなどを添付し、提出してください。

申請順に交付決定を行い、予算の範囲内で採択します。

くわしくは、農水商工課農林係へお問い合わせください。

第50回新春税務講演会

税務課管理収納係

☎25-11132

三重県下税務連絡協議会主催(伊勢税務連絡協議会主管)にて、名古屋国税局長をお迎えし、講演会を開催します。

みなさんの出席をお待ちしています。

とき 2月4日(火)

午後3時～5時(予定)

ところ 神宮会館大講堂(内宮前)

伊勢市宇治中之切町152番地

講師 名古屋国税局 局長 富永哲夫氏

テーマ 「我が国の財政の現状」

税に関する作文 名古屋国税局長賞受賞者および作文紹介

参加費 無料

問合せ先 伊勢税務連絡協議会(伊勢商工会議所内)

☎0596-5151

☎0596-4181

FAX 0596-4181

2月1日～

information

住宅借入金等特別控除対象者の 確定申告事前相談会

伊勢税務署個人課税部門
 (音声案内) ☎0596⑳ 3191

税務課市民税係
 ☎㉕ 1134

伊勢税務署では、住宅借入金等特別控除を受けられるかたを対象に、確定申告事前相談会を開催します。

とき 2月13日(木)・14日(金)
 午前9時30分～11時30分、
 午後1時～3時

ところ 市民文化会館3階・中会議室

対象 平成25年中に居住者が住宅ローンを利用して、家を新築、購入・増改築をされたかた
 持ち物

- ・給与などの源泉徴収票
- ・各種控除証明書
- ・住民票の写し
- ・家屋の登記事項証明書
- ・家屋と敷地を併せて取得された場合は、土地の登記事項証明書
- ・請負契約書の写しまたは売買契約書の写し
- ・住宅ローンの年末残高証明書
- ・増改築の場合は、増改築等工事証明書

- ・筆記用具、計算用具、印鑑
- ・預貯金通帳などの本人名義の口座

番号が分かるもの

- ・補助金交付決定通知書の写しなど
- 国または地方公共団体から受ける補助金などの額を明らかにする書類
- (平成23年6月30日以後に契約した住宅の取得などについて適用を受ける場合)

※このほかにも、さまざまな条件によって必要となる書類もあります。くわしくは国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/> をご覧いただくか、伊勢税務署へ問い合わせてください。

三重県議会選挙区の見直し に対する意見募集について

総務課行政係
 ☎㉕ 1112

三重県議会では、県議会の選挙区および定数の見直しを検討されており、その中間案に対する県民の意見を募集しています。この中間案では、県議会議員の定数が鳥羽市1、志摩市2であったものを合区して定数3から2とする案が示されています。このことは、鳥羽市民の声を県へ届けるということに関して大きな影響があることから、ぜひ市民のみなさんの意見をお寄せいただきたくお知らせします。

意見募集期限 2月13日(木)
 提出方法 所定の様式に意見を記入

し、郵送、ファクスまたはメールにて応募してください。

提出様式 三重県議会ホームページからダウンロードしていただくか総務課行政係または市内各連絡所の窓口で配布しています。

自殺予防講演会

伊勢保健所
 ☎0596⑳ 5137

伊勢市健康福祉部健康課
 ☎0596⑳ 2435

平成24年に年間自殺者数は、15年ぶりに3万人を下回りましたが、依然として多くの人が自殺により亡くなっている現状です。

今こそ、こころ元気に生きることが望まれます。地域住民一人一人が、明るい人生の態度とこころの健康の大切さを通じて、生きていることとの素晴らしさを実感できる機会となればと考え、講演会を開催します。

とき 2月26日(水)

午後1時30分～4時

ところ ハートプラザみその・多目的ホール(伊勢市御園町長屋2767)

講師 鎌田 敏 氏

杉浦 公子 氏

対象 地域住民

内容

①講演「今日も笑顔で こころ元気に生きる」

②メンタルパートナー養成講座

参加費 無料

申込期限 2月21日(金)(先着順)

申込方法 ①名前②住所(職場)③

連絡先を電話またはファクスにて申込んでください。

申込先 伊勢保健所 (FAX0596⑳ 5253) または伊勢市健康福祉部健康課 (FAX0596⑳ 0683)

相談所受付時間の変更

伊勢保健所志摩市駐在
 ☎0599④ 5111

伊勢保健所志摩市駐在が毎月第3水曜日に行っている鳥羽相談所(休日応急診療所ひだまり、または鳥羽商工会議所)では、4月より受付時間を変更し、検便の受け付けは廃止します。

受付時間の変更(変更前) 午前10時～12時、午後1時～3時

(変更後) 午前10時～午後1時

検便受付の廃止 相談所での受け付けは廃止します。(引き続き検便を希望される業者のかたは相談してください)

その他不明な点については、伊勢保健所志摩市駐在に問い合わせてください。

2月1日～

information

県内の最低賃金

三重労働局賃金室

☎059-226-2108

県の最低賃金は、平成25年10月19日から時間額737円です。この最低賃金は原則、年齢・雇用形態（パート、アルバイトなど）を問わず、県内で働くすべての労働者に適用されます。なお、特定の産業（7業種）に該当する事業所で働く労働者には、「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。このうち5業種の時間額が1月4日から改正されました。

改正された業種および時間額

ガラス・同製品製造業 800円
電線・ケーブル製造業 820円
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業 816円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 805円
輸送用機械器具製造業など841円

くわしくは、三重労働局賃金室へ問い合わせてください。

大学通信教育合同入学説明会

☎03-3818-3870

公益財団法人私立大学通信教育協会
各大学、大学院、短期大学別の相

談コーナーを設け、希望する大学の教職員から講義内容・学習方法・受講手続きなどを直接相談を受けることができます。また、参加者には大学通信教育の概要、学習方法、開設学科一覧、取得できる教員免許・資格などが掲載されている小冊子「大学通信教育ガイド」を配布します。参加申し込みは不要、参加費は無料、入退場は自由です。

とき 2月15日(土)
12時～午後5時

ところ 名古屋ガーデンパレス(名古屋市中区3丁目11-13)

とき 2月23日(日)
午前11時～午後4時

ところ 愛知県産業労働センター8階(名古屋市中村区名駅4-4-38)

対象 一般および高校生

行政書士無料相談所

三重県行政書士会志摩支部

☎26-3800

相続・遺言・権利義務・事実証明の書類作成・農地転用・風俗営業許可・建設業許可などの相談を行います。

とき 2月22日(土)
午後1時～4時

ところ 鳥羽商工会議所2階・中会議場

募集

「ひえ対策」料理教室

健康福祉課健康係

☎25-1146

市食生活改善推進連絡協議会では、「ひえ対策」をテーマに料理教室を行います。みなさん気軽に参加してください。

とき 2月26日(水)
午前10時～午後1時ごろ

ところ 保健福祉センターひだまり2階・クッキングルーム

内容 講義、調理実習、試食

持ち物 エプロン・三角巾

参加費 1人500円

募集人員 12人(先着順)

申込期限 2月19日(水)

おやこ食育教室

～肥満を防いで健康おやこ～

健康福祉課健康係

☎25-1146

食事やおやこの食べかたについてクイズなどで楽しく学んだり、調理実習をして、おやこのふれあいの時間を楽しみませんか。

対象 小学4～6年生とその保護者
とき 2月22日(土)

午前10時～午後1時
内容 肥満予防についての講義、調理実習、試食

ところ 保健福祉センターひだまり2階・クッキングルーム
持ち物 エプロン、三角巾、子ども用スリッパ

募集組数 10組(先着順)

申込期限 2月17日(月)

助産師さんに聞いてみよう

子育て支援センター

☎25-7225

産前・産後から子どもの成長や病気についてなど助産師さんの話を聞いてみませんか。普段気になっていることや、聞いてみたいことがあるかたは質問をするチャンスです。ぜひ参加してください。

とき 2月17日(月)
午前10時～11時

ところ 子育て支援センター・あそびの広場「だっこ」

講師 助産師 勢力 美代 氏

対象 乳幼児子育て中の家族のかた
※託児を希望されるかたは、応募のときに申し込んでください。

募集人員 10人(先着順)

申込期限 2月10日(月)

申込・問合せ 子育て支援センター

2月1日～

information

「鳥羽市ホームページ」に掲載する広告主

総務課広報情報係

☎(25)11114

市では、「鳥羽市ホームページ」に掲載するバナー広告の広告主を募集しています。

掲載期間 申請の翌月から1か月単位（平成26年3月31日まで）

掲載規格

・**掲載位置** 市ホームページくらしの情報ページ

・**大きさ** 縦50×横170ピクセル

・**データ量** 5KB以下

・**データ形式** GIFまたはJPEG形式

掲載料 1枠月額5,000円

募集枠数 10枠（枠数を超える応募があった場合は先着順とします）

生涯学習講座受講生

教育委員会生涯学習課

☎(25)12668

市では、次の教室の受講生を募集します。みなさんの参加をお待ちしています。

①**人権推進事業共催**

「本場韓国のキムチとチヂミ」

講師 朴恩珠氏（生涯学習講座・韓国語講師）

とき 2月14日（金）

午前10時～11時30分

内容 本場韓国のキムチとチヂミの作りかたを学び、料理を通じて国際交流を行う。

②**幸せを呼ぶ**

「簡単スツキリ整理収納術」

講師 西村みき氏（整理収納アドバイザー）

とき 2月21日（金）

午前10時～11時30分

内容 雑誌などでも多く取り上げられている整理収納術を学ぶ

◎共通事項

参加費 無料

ところ 中央公民館（市民文化会館3階）

対象 市内在住・在勤のかた

募集人員 各20人程度（先着順）

申込方法 電話で受け付けます。

申込先 教育委員会生涯学習課

申込期限 2月7日（金）

リサイクルパークの堆肥でジャガイモを作ろう

鳥羽市リサイクルパーク

☎(25)92000

リサイクルパークの肥料は多くのかたから「すくいく」と言われて

います。そこで、リサイクルパークでこの堆肥を使いジャガイモを作ってみませんか。また、終わったかたには追肥用肥料を差し上げます。

とき 2月13日（木）

午前10時～12時

参加料 苗、ポット代（当日回収）
※栽培する容器があれば持参可

申込期限 2月6日（木）

俳句会の新会員

伊勢志摩俳句会

増田090-8738-2228

伊勢志摩俳句会では、新会員を募集しています。また、俳句会を開催しますので、気軽に参加してください。

とき 2月2日（日）午後1時～

ところ 市民文化会館

出句 3句

およろこび

お誕生おめでとう

（12月中に届出のあったかた）敬称略

こどもの名前	届出人	生まれた日	町名
小田 湊人	啓博	12.17	四丁目
佐藤 陽大	翔太	12.14	五丁目
楠木 莉菜	友喜	12.1	安楽島
岡村 莉奈	康一郎	12.2	船津
竹田 歩叶	賢	12.13	幸丘
中村 香琳	光佑	11.30	岩倉
中村 結花	将	12.19	松尾

おくやみ

ご冥福をお祈りします

（12月中に届出のあったかた）敬称略

名前	年齢	亡くなった日	町名
梅村 鉦子	(95)	12.6	四丁目
坂本 俊祐	(42)	12.20	堅神
尾上 幸子	(66)	12.10	安楽島
今井 すみ	(87)	12.19	大明西
河村 泰通	(85)	12.11	岩倉
右江 省二	(67)	12.14	松尾
樋口 えの	(101)	12.31	松尾
吉川 久生	(78)	12.4	浦村
辻 泰子	(91)	12.20	国崎
田畑 善昭	(75)	12.21	相差
中村 俊市	(62)	12.1	桃取
濱口 勝行	(75)	12.7	桃取
山下 政代	(83)	12.9	答志
井村 與佐雄	(71)	12.29	答志

市の人口

1月1日現在（ ）内は 12月比

人口	20,946人（-34人）
男	9,864人（-15人）
女	11,082人（-19人）
世帯数	8,566世帯（-5世帯）



新刊情報

- 《一般書》
- 『男の嗜み』 川北義則著
 - 『ゼロ戦と日本刀』 百田尚樹著
 - 『自分史の書き方』 立花隆著
 - 『原罪』 遠藤武文著
 - 『宝の山』 梶よう子著
 - 『その鏡は嘘をつく』 葉丸岳著
 - 『漁師の愛人』 森絵都著
 - 《児童書》
 - 『僕は46億歳。』 豊田充穂作
 - 『木かげの秘密』 浅野竜作
 - 『ドラゴン株式会社』 新城カズマ作
 - 『あしってエライ!』 大島妙子絵
 - 『まだだよまだだよ』 市居みか絵
 - 『すごいサーカス』 古内ヨシ作

library news

図書館だより
市立図書館 ☎ 4555

2 February 2014 図書カレンダー

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

3 March 2014 図書カレンダー

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

お知らせ 木・金曜日は午後7時まで開館。
休館日は、月曜日・第2水曜日。



休館日

- ◎おはなしの会
とき 2月1日(土)午後2時
『つぐくろ』ほか
- ◎絵本と紙芝居の会
とき 2月8日(土)午前10時30分
『ふくはうちおにはうち』ほか
- とき 2月16日(日)午前10時30分
『だうこんどのむかし』ほか
- ◎ブックトーク
とき 2月15日(土)午後2時
テーマ『ころなご』ほか
- ◎赤ちゃん絵本の会
とき 2月28日(金)午前10時30分
『ころなごゆきだるま』ほか
- ◎大人のたのしみのおはなし会
とき 2月25日(火)午前10時
おはなしは、『いますぐさんへだんだんさんへ』から『さんへ』、『ギアッコ少年と豆』ほか
- ◎鳥羽こどもの本の会(読書会)
とき 2月18日(火)午前9時45分
テキスト『せかいいちうつくしいぼくの村』
- ◎ストーリーテリング勉強会
とき 2月18日(火)午前10時
平成25年度文化講座会員の作品を展示します。
- 文化講座展覧会へどうぞ
- とき 2月28日(金)～3月11日(火)
ところ 市立図書館展示コーナー
- 祝日開館のお知らせ
2月11日(火)「建国記念の日」は午前9時から午後5時まで開館。

行政チャンネルとば番組案内 (ケーブルテレビ アイティービー)

アナログ 6ch
(デジタル変換)
デジタル 123ch



製作番組「テレビ広報とば」
(番組時間約30分)

放送時間 午前6時、8時、10時、
12時、午後2時、4時、6時、8時、
10時～

鳥羽健康づくり体操
「ストレッチ lesson2」

放送時間 午前7時～
午後1時～、7時～
(番組時間約10分)



2月1日 ～ 2月15日	特集	市・県民税と所得税の申告受付が始まります
	お知らせ	第7回美し国三重市町対抗駅伝大会鳥羽市選手へご声援を 子育て支援サポーターになってみませんか 凍結した道路・雪道での走行にご注意ください(再)
2月16日 ～ 2月28日	コミュニティ&ピックス	市内で行われたイベントなどの模様を、アイティービーのニュース映像を用いてお伝えします
	特集	毎月30日は真珠婚の日
2月16日 ～ 2月28日	お知らせ	第14回鳥羽市子どもフェスティバルへご参加ください 定住支援事業奨励金
	コミュニティ&ピックス	子育て支援サポーターになってみませんか(再) 市内で行われたイベントなどの模様を、アイティービーのニュース映像を用いてお伝えします

健康ウォーキング&みんなと☆ばーがー体操教室

放送時間 午前9時～、
午前11時～、
午後5時～
(番組時間約8分)



ケーブルテレビを視聴するにはアイティービーへの加入が必要です。市では、市内に居住しているかたが加入する場合、加入金26,250円を全額負担しています。未加入のかたは加入をご検討ください。(引き込み工事費及び宅内工事費は別途負担していただくようお願いします)

上記の番組放送以外の時間は文字情報放送を繰り返し放送します。また議会日程および放送内容・タイトルについては変更される場合がありますのでご了承ください。番組内容については広報情報係 ☎ 1102、加入申し込みについては株式会社アイティービー ☎ 0120-270-089 へ問い合わせてください。



生活カレンダー 2月 FEBRUARY



保健福祉センターひだまり

問い合わせ/健康福祉課健康係 ☎ 25 1146

●7か月児健康相談

対象	実施日	受付時間	持ち物
25年7月生まれ	26日(水)	9:00~11:00	母子手帳・問診票

●乳幼児・1歳児健康相談

対象	実施日	受付時間	持ち物
乳幼児、1歳児	13日(木)	9:00~14:00	母子手帳

●2歳児歯科検診

対象	実施日	受付時間	持ち物
23年7月・8月生まれ	21日(金)	12:45~13:15	母子手帳・問診票

●3歳児健康診査

対象	実施日	受付時間	持ち物
22年7月・8月生まれ	14日(金)	12:30~13:00	母子手帳・問診票

●離乳食教室(後期)

対象	実施日	受付時間	
9~12か月児	5日(水)	10:00~10:30	※要予約

●こどもの遊び場

	とき	ところ
わいわい広場	毎週木曜日 10:00~12:00	ひだまりホール

●健康相談

対象	実施日	受付時間
一般	3日(月) 17日(月)	9:00~12:00 (電話相談は17:00まで)

●管理栄養士による栄養相談

対象	実施日	受付時間	
一般	月~金曜日	9:00~17:00	※要予約

●ストレッチ教室

実施日	テーマ	時間
毎週金曜日	「腰痛予防」	10:00~11:00

●元気ルーム開放日

開放日		
月・木曜日	9:00~16:30	
水曜日	9:00~12:00	

納 税

●納 税

問い合わせ/税務課 ☎ 25 1132

税目	期別	納期限
固定資産税 都市計画税	第4期分	28日(金)
国民健康保険税	第8期分	

暮らしの相談

●各種相談

- 1 土
- 2 日
- 3 月
- 4 火
- 5 水
- 6 木
- 7 金
- 8 土
- 9 日
- 10 月
- 11 火
- 12 水
- 13 木
- 14 金
- 15 土
- 16 日
- 17 月
- 18 火
- 19 水
- 20 木
- 21 金
- 22 土
- 23 日
- 24 月
- 25 火
- 26 水
- 27 木
- 28 金

相談内容	実施日	受付時間・窓口	会場	
教育相談	月~金	9:00~16:30 ☎ 25 2457	旧小浜小学校内 教育支援センターHARP	
総合こども相談	随時相談	月~金	子育て支援センター (あおぞら保育所2階)	
	心理カウンセラーによる相談 発達検査	4日(火) 18日(火)		「ほっぷ」 9:00~16:30 ☎ 25 7221
	児童相談所による相談療育手帳判定	12日(水)		
交通事故相談	12日(水)	13:00~15:00 ☎ 25 1126	保健福祉センター ひだまり ※要予約	
人権相談	18日(火)	13:30~15:30 ☎ 25 1141	☎一般相談は、3日前までに予約(予約があるときのみ開催)	
行政相談				
法律相談(弁護士)	27日(木)	13:00~15:30 ☎ 25 1188		
一般相談(何でも相談)	20日(木)			
障害相談	月~金	9:00~17:00 ☎ 25 1183	保健福祉センター ひだまり	
消費生活相談	月・水・金	9:00~16:00 ☎ 25 1241	消費生活相談室 (市民文化会館3階)	
夜間納税相談	月~金 ※祝日を除く	17:15~21:00 ☎ 25 1132	税務課 (市民文化会館2階) ※要予約	
女性相談	月・水・金	9:00~17:00 ☎ 25 1276	保健福祉センター ひだまり	

子育て応援

●あそびの広場「だっこ」

問い合わせ/子育て支援センター ☎ 25 7225

対象	ところ	とき
未就園のこどもとその保護者	子育て支援センター (あおぞら保育所2階)	火・水・金 9:00~11:30、13:00~15:30 ※子育て相談は、月~金9:00~16:30

●子育てサロン

問い合わせ/社会福祉協議会 ☎ 25 1188

対象	ところ	とき
就学前のこどもとその保護者	相差女性活動センター	4日(火)・18日(火) 10:00~12:00
	菅島コミュニティアリーナ	12日(水)・26日(水) 10:30~12:00

朝 市

●あらしま朝市 問い合わせ/あらしま新鮮組 ☎ 090-7950-4425

とき	ところ	時間
9日(日)・23日(日)	安楽島漁協前	8:00~10:00

●今浦朝市 問い合わせ/麻生の浦会 ☎ 090-4117-2503

とき	ところ	時間
2日(日)・16日(日)	旧今浦保育所	8:00~10:00



編集と発行
総務課広報情報係

〒517-0011 鳥羽市鳥羽三丁目1-1
☎ 0599-25-1114
ホームページ http://www.city.toba.mie.jp/
Eメール koho@city.toba.mie.jp

資源保護のために再生紙を使用しています。

編集後記
広報マン
温度差
山本 今日はまだ一段と冷えますね。
寺本 先月は初雪も降ったし、まだまだ寒い日が続くよな。
山本 取材に行くときカメラが冷たくて。
浜崎 はあ、はあ。
寺本 朝からそんなに息を切らしてどうしたん？
浜崎 歩いてきたら汗が…。自宅から15分くらいなんですけどね。
寺本 歩くことは健康のためにもなるからいいことやな。
浜崎 ここちよつと暑くないですか。空気の入替えを…
山本 今日もか…
寺本 毎朝窓を全開にするの、しばらく止めへん？